

第2部 令和3年度決算

1. 決算の作成と国会への提出

3年度決算は、4年9月2日これを会計検査院に送付し、その検査確認を経て4年11月18日第210回国会に提出した。

2. 3年度における予算執行の実績

3年度における予算執行の実績をみると、一般会計における収納済歳入額は、1,694,031億円であって、歳入予算額1,425,992億円に対して18.7%上回り、支出済歳出額は、1,446,495億円であって、歳出予算現額1,733,796億円に対して16.5%下回った。この結果、3年度の歳入歳出差引き剰余金（歳計）は、247,535億円となった。

特別会計における収納済歳入額を合計すると4,555,544億円であり、支出済歳出額を合計すると4,410,814億円であった。政府関係機関における収入済額を合計すると9,955億円であり、支出済額を合計すると6,646億円であった。

次に、3年度予算のうち、諸般の事情により年度内にその支出を終わらないで翌年度に繰り越された金額は、一般会計において224,272億円、特別会計の合計において55,369億円であり、また、諸般の事情により不用となった金額は、一般会計において63,028億円、特別会計の合計において206,353億円、政府関係機関の合計において25,689億円であった。

また、一般会計において、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるために新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用した額は、46,185億円であり、予見し難い予算の不足に充てるために予備費を使用した額は、4,480億円であった。

3. 決算の主な内容

(1) 一般会計

3年度一般会計の決算について説明すると、

歳入決算総額は 169,403,101,970千円

歳出決算総額は 144,649,514,060千円

であり、

歳入歳出差引き 24,753,587,910千円

の剰余を生じた。

この剰余金は「財政法」(昭22法34)第41条の規定により一般会計の4年度の歳入に繰り入れた。

この剰余金には、2年度までに発生した剰余金の使用残額 53,145,808千円
が含まれているので、差引き

3年度の新規発生剰余金は 24,700,442,101千円

となった。

この新規発生剰余金から4年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額

22,427,270,870千円

を控除した額

2,273,171,231千円

が繰越歳出予算財源控除後の3年度の新規発生剰余金である。

さらに、この剰余金から純剰余金の計算上控除する額として

地方交付税交付金財源 829,032,465千円

復興費用及び復興債償還費用財源 62,954,759千円

を控除すると

3年度における「財政法」(昭22法34)第6条の純剰余金は 1,381,184,005千円

となった。

以上の歳入決算総額及び歳出決算総額を3年度の歳入予算額及び歳出予算現額に比較すると、

歳入においては 26,803,883,271千円
増加し

歳出においては 28,730,137,107千円
減少した。

3年度の歳出予算現額は

歳出予算額 142,599,218,699千円

当初予算額 106,609,707,875千円

予算補正追加額 37,555,975,968千円

予算補正修正減少額 1,566,465,144千円

前年度繰越額 30,780,432,468千円

計 173,379,651,167千円

となる。このうち

同年度において支出済みとなった額は 144,649,514,060千円

同年度において支出を終わらず翌年度に繰り越した額は 22,427,270,870千円

同年度において支出を終わらず不用となった額は 6,302,866,236千円

である。

(2) 特別会計

3年度の特別会計の決算について概説すると、同年度における特別会計の数は、13であって、これら特別会計の歳入歳出決算額を合計すると、

歳入決算額において	455,554,467,132千円
歳出決算額において	441,081,427,289千円

である。

(3) 政府関係機関

3年度の政府関係機関の決算について概説すると、同年度における政府関係機関の数は、4であって、これら政府関係機関の収入支出決算額を合計すると、

収入決算額において	995,553,149千円
支出決算額において	664,627,400千円

である。

(4) 国税収納金整理資金受払

3年度国税収納金整理資金の受払いについて説明すると、同年度における資金への収納済額は

各 税 受 入 金	89,037,752,503千円
そ の 他	1,433,031,478千円
計	90,470,783,982千円

であり、資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、

国税に係る還付金の支払命令済額	19,580,695,238千円
国税に係る一般会計の歳入への組入額	66,508,356,180千円
国税に係る交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入への組入額	2,417,719,317千円
国税に係る国債整理基金特別会計の歳入への組入額	111,978,953千円
国税に係る東日本大震災復興特別会計の歳入への組入額	446,673,133千円
計	89,065,422,823千円

である。

(注) 計数は、単位未満を切り捨てているので、端数において合計とは合致しないものがある。